

民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年10月7日 NO.33

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigashimatuyama.org/>

埼商連第51回定期総会開催 会員・読者増勢で表彰

10月4日(日)、埼玉県商工団体連合会第51回定期総会がさいたま市民会館うらわホールにて開催され、川越・東松山民商は前回総会からの会員・読者拡大増勢、ニュース発行の3課題において表彰されました。

新型コロナウイルス蔓延防止のため、出席役員・代議員及び関係者の安全と健康に配慮し、各民商から代表のみが参加の書面での表決総会となりました。

民商を紹介されて、なんとか商売つながった

帝国データバンクの発表で、今年に入って倒産件数は5503件。コロナ関連倒産は、500件を超えています。昨年の消費税増税、そしてコロナの影響で商売をあきらめざるを得ない状況の業者も増え続けています。

商売を続けたくても続けられない状況まで追い込まれる中、会員のみなさんが困っている仲間に声をかけ、国・県・自治体の給付金申請や、融資獲得の手続きなどの相談活動を続けてきました。新会員さんからは、民商に入って本当に良かったと、多くの声が寄せられています。

来月開催の川越・東松山民商総会を「仲間増やし」の増勢で成功させよう

毎年民商総会は7月頃に開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今年の定期総会は11月8日(日)に民商川越事務所で開催します。コロナ蔓延防止から、民商三役の参加のみの書面総会で行うことを理事会で決定しました。

昨年10月に消費税10%への引き上げが強行されてから経済はさらに冷え込み、新型コロナウイルス感染拡大でさらに景気は悪化。これから増加していくコロナ関連倒産の影響も含め、中小業者の危機的状況は続いていくと思われまます。

自分が、そして地域経済がコロナ過を生き残るため、周りの仲間に、「少しでも困りごとがあったら民商に相談したら？」の声をかけていきましょう。

来月開催の総会を多くの仲間でも成功させましょう。

消費税ゼロ、更なるコロナ追加支援金、中小業者の要求を広げよう

消費税減税運動強化が必要です。今まで消費税は大企業の法人税減税の穴埋めに利用されてきました。内部留保は過去最大の463兆円とGDP(国内総生産)の1年分相当です。コロナ過における消費税減税は、自民党の若手議員からも意見が出されています。

企業全体の99.7%は中小業者です。地元業者の生き残りこそ、日本経済復活の鍵です。更なる追加支援の要求を含め、商売継続へ要求の声を広げていきましょう。

消費税引き下げの署名に精力的に取り組みましょう。仲間増やしを加速させ、コロナに負けない運動を進めていきましょう。



コロナの影響はあるが、売上が半分になっていないため

持続化給付金・家賃給付金をまだ申請していない方へ

民商の会員の半数以上が、持続化給付金を申請し入金されています。持続化給付金と家賃給付金の申請期限は来年1/15。

まだ申請していない方は、もう一度確認をしていきましょう。

○持続化給付金 = 個人100万円、法人200万円

個人事業主は、2018年の売上との比較を確認しよう

今年2~12月のどこか1カ月の売上が、(法人の場合)前年度の同じ月の売上と比べて50%以上減少している(個人青色申告の場合)2019年の同じ月の売上と比べて50%以上減少(個人白色申告の場合)2019年の1年間の売上の平均(2019年の総売上÷12)と比べて50%以上減少の場合。

※個人事業主の場合、昨年の確定申告書が紛失で手元にない場合、2018年の確定申告との比較で申請ができます。そのため、2019年の売上の比較で50%減少していない場合、2018年との比較で50%減少しているかどうか確認をしましょう。

○家賃給付金 = おおよそ支払った家賃の4か月分を給付

連続する3カ月で売上が30%以上減少しているかを確認しよう

今年5~12月のどこかの1カ月の売上が50%以上減少、もしくは連続する3カ月の売上合計が、前年同3カ月の売上合計と比べて30%以上減少している(個人の白色申告の場合は、2019年の総売上÷12の3カ月分との比較)。

店舗や事務所の家賃、倉庫、資材置き場、駐車場、コンテナボックス、自宅が賃貸だった場合の「自宅内にある事務所(社長室)の按分の家賃」などが申請できます。※50%減でなくても、連続する3カ月の合計が30%以上減少で申請が出来ます。

家賃給付金が支給後、埼玉県の家賃支援金が申請できます(埼玉県の家賃支援金の申請期限は2/15まで)。

口約束などの契約で賃貸契約書が無い場合、大家さんから支払証明書や領収書がもらえない場合、配偶者や親族の名義など申請者と名義人が異なっているが商売で使用している場合の家賃も申請できます。

委託などの業種で多いのですが、元請けから駐車場代や事務所代、倉庫代などを天引きされている場合も申請が出来ます。

○コロナ給付金・支援金は、雑収入として来年の確定申告(国保税・個人事業税・住民税・所得税)の課税対象になります

通常、災害見舞金は非課税として税金はかかりませんが、今回のコロナの給付金・支援金は、消費税の対象売上にはなりません。法人所得・個人の事業所得に含まれるため、黒字になれば税金が発生することとされています。

早めの節税対策を考えましょう。セーフティー共済の申込み、原状回復修繕費に充てる、青色申告者は少額減価償却資産一括償却などで節税となる場合もあります。

10月の日程 自主計算 13:30~16:00 は毎週木曜日、15、29が川越事務所、8、22が東松山センターにて開催します。事前に予約をください。

●16(金)総会議案書策定委員会 17:00~ ●26(月)臨時理事会 19:00~

●11/8(日)第12回民商定期総会(民商川越事務所にて)

★コロナ蔓延防止のため、事務所来場の際には事前にご連絡をください。

